

議案第 7 号

狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 5 の項を 6 の項とし、4 の項を 5 の項とし、3 の項を 4 の項とし、2 の項の次に次のように加える。

3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による地域生活支援事業のうち日常生活に必要な用具の給付等に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

新たに障害者等に対する日常生活用具の給付等に関する事務において個人番号を利用するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。